



# 06

基本  
目標

## 支えあい、地域を担う 協働のまち

基本  
方針

- ①地域で担うまちづくりの推進
- ②まちづくり参加の促進

## 基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

1

# 市民協働の推進



### これまでの取組と現状

本市では、平成24(2012)年に「長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例」を制定し、市民、地域コミュニティ、市民活動団体及び事業者の役割と市の責務を明らかにし、それぞれが考え、協力し、行動することによって、住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現を目指してきました。

平成29(2017)年3月には、「第2次ながと協働アクションプラン」を策定し、地域で担うまちづくりを推進するため、地域で活躍する団体の支援や人材の育成支援、誰もが協働のまちづくりに取り組んでいける仕組みづくりを進めてきました。

### 今後の課題

市民アンケートでは、市民協働の認知度が前回調査時と比べ下がっていることから、市民協働に対する理解をより深めていくための取組が必要です。

また、地方創生に向けた、「しごと」と「ひと」を支える「まち」の活性化のためには、地域の自主性や主体となる人材の育成が必要です。

### 取組の方向性

令和4(2022)年3月に策定した「第3次ながと協働アクションプラン」のもと、市民協働の輪を広げ、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び行政がそれぞれの特性を生かしながら、さまざまな課題解決に協働で取り組める体制を構築することで、地域の担い手の育成を推進します。特に、次世代を担う若年層や女性の協働への参画機会を増やすことで、長門市の未来につなげていきます。

#### 目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
地域のまちづくり活動に参加している市民の割合	15.2%(R2)	25.0%(R8)

## 施策の展開

### (1) 市民の意識の醸成

- ながと協働アクションプランに沿って、協働に関するさまざまな取組を推進します。
- 市民が主体性を持ち、地域の課題に取り組んでいくという意識改革を図ります。

具体的な施策

- ・ 市民が主役となる地域活性化事業の展開
- ・ 市民協働に関する情報発信

### (2) 市民との対話による仕組みづくり

- 協働の各主体をつなぐ組織・拠点を整備します。
- 市民の活動団体の交流や連携を図ります。
- 協働によるまちづくりを進めるため、各主体がより良い関係を構築できる対話の場を創出します。

具体的な施策

- ・ 市民活動支援センターの設置
- ・ 市民協働の体制づくり
- ・ 各種団体を取りまとめる仕組みづくり
- ・ 座談会や出前ミーティングの実施

### (3) 地域イベント・行事の活性化

- 住民主体の企画・運営によるイベント・行事を促進し、開催にあたっての支援を行います。
- ウィズコロナ・アフターコロナ期において事業者等が自らの企画立案により、地域に賑わいを創出するイベント等各種取組を支援します。

具体的な施策

- ・ ながと賑わい創出への支援
- ・ 地域団体への支援



市長と協働のまちづくりミーティング

## 基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

2

# 地域コミュニティの活性化



### これまでの取組と現状

本市の市民協働アクションプランでは、人口減少等により弱体化しつつある集落機能の再生を柱の一つとし、取組を進めています。

現在、集落機能再生事業の取組により、各地区で地域協働体が設立され、地域が抱えるさまざまな課題解決のため、人口減少と高齢化により弱体化が進む自治会に代わって、自治機能強化に向けた活動を行っています。市においても、事業実施のための財源支援や、自治体職員の参画や集落支援員の配置などの人的支援を行うことと併せ、地域リーダー育成のための研修会などを行っています。

### 今後の課題

地域コミュニティにおいては、その活動の中心となる役員が高齢化している状況にあり、健康寿命延伸により健康な高齢者を増やすことに加え、地域における青壮年層のリーダーを養成するなど、人材の確保が求められています。

さらに、それぞれの地域において、日常生活に必要な最低限の機能を集約するなど、元気生活圏を形成する必要があります。

### 取組の方向性

「第3次なかと協働アクションプラン」に基づき、地域協働体の設立を進め、住民自治活動の促進と地域コミュニティの活性化を図ります。また、自立した活動の展開と持続可能な体制づくりのため、コミュニティビジネスの取組を一層支援します。

また、地域リーダーとなる人材の発掘と養成、学域連携や企業連携を進めるほか、それぞれの地域において「小さな拠点」の整備などによる元気生活圏の形成を促進します。

#### 目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
地域協働体設置面積の全市に占める割合	80.0%(R2)	100%(R8)



## 施策の展開

### (1) コミュニティの活性化支援

- 地域自治を進め、課題の洗い出しとその解決を図るための地域協働体の設立と活動を支援します。
- 地域の老朽施設改修や既存施設活用を進め、コミュニティ施設の充実を図ります。

具体的な施策

- ・ コミュニティ助成事業や集落機能再生事業のさらなる展開
- ・ コミュニティ意識の醸成
- ・ コミュニティ施設の充実
- ・ それぞれの地域課題解決に向けた助成

### (2) 地域づくりリーダーの養成

- 地域の活性化に向けて、人材発掘と地域リーダーを養成します。
- 教育、福祉、環境など、多様な分野にも注目して人材発掘を進めていきます。

具体的な施策

- ・ 地域づくりリーダー養成講座の開講

### (3) 「小さな拠点」の整備促進

- 日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」の整備を市民参画により進めます。

具体的な施策

- ・ 地域の夢プラン作成の支援
- ・ 国・県・地域と連携した「小さな拠点」の整備



集落支援員の研修会

## 基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

3

# 定住環境づくりの推進



### これまでの取組と現状

本市では、高校を卒業した若者が進学や就職により都市圏に多く転出しており、社会減の状況が続いています。さらに、進学により転出した人数に比べ、Uターン就職者数が少なく、若年層の人口流出が顕著となっています。一方で、地域によってはIターン者がみられることから、それぞれの地区における受入体制や住環境づくりが必要となっています。

このような現状の中で、空き家バンク活用制度の利用登録者は令和2(2020)年度末で109人、登録空き家は59件で、移住実績は8件15人(令和2(2020)年度)となっており、効果がみられ始めています。地域おこし協力隊については、10人を配置しており、地域の活性化を推進するとともに、情報発信を行っています。

### 今後の課題

市民アンケート調査では、今後の定住意向について、10代・20代では約3割が市外へ転出すると思うと回答しており、市への愛着においても約16%の人が愛着を感じないと答えています。進学等により一度は本市から出る人が、また戻ってきたいと思える取組を進めていくことが必要です。

市民アンケート調査では、地域づくりにおいて力を入れるべきこととして、移住・定住の促進に向けた取組が最も多くあげられました。

移住者の受入にあたっては、まちづくり協議会と連携し、事前に地域や地域コミュニティなどについて情報提供をすることで、移住後のミスマッチを防ぐことも重要です。

また、定住支援サイトによる空き家情報の提供や、SNSを活用し移住希望者が求める情報発信が求められます。

人口減少により、空き家が増加することが懸念されますが、関係団体調査では、空き家バンクへの登録が少ない、どこが空き家なのかわからないなどの意見があげられており、空き家の情報収集・空き家バンクへの登録を進めるなど、空き家の有効活用を引き続き行っていく必要があります。

### 取組の方向性

UJIターンの促進に向け、移住・定住施策に加え、働く場の確保や子育て支援策など、暮らしにかかわる施策の総合的な整備を行い、一体的な情報発信を行います。特に若者の定着に向けた支援を充実し、若者が安心して結婚、子育てができ、本市に住み続けられるまちづくりを目指します。

また、空き家の活用を図るとともに、地域おこし協力隊を地域に配置し、地域コミュニティや地域団体等との連携による移住・定住の促進を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
UJIターン希望者の相談件数	577件(R2)	800件(R8)
空き家バンク制度を利用した移住者数	15人(R2)	20人(R8)
空き家バンクの空き家登録件数	59件(R2)	80件(R8)

施策の展開

(1) UJIターン希望者への支援・受入体制の構築

- UJIターン希望者のニーズに合った情報を収集し、効果的な情報発信に努めます。
- 空き家バンク登録数を増やし、移住者の選択肢を広げるとともに、定住支援員による相談体制の充実を図ります。また、移住後のミスマッチを防ぐため、定住支援員、移住コーディネーターによる情報発信、相談や地域協議会との連携を図ります。
- 定住のための各種制度による支援を行うとともに、各種コミュニティの形成支援により地域の受入体制を構築します。また、地域と継続的に関わる多様な人材である「関係人口」の拡大・創出にも取り組みます。

- 具体的な施策
- ・ シティプロモーションと連携した一体的な情報発信(ホームページ、SNS、都市部の情報フェア出展)
  - ・ 空き家バンク制度の活用による移住者の確保
  - ・ 各種補助金制度による移住者への支援
  - ・ 定住支援員・移住コーディネーターによるきめ細かな移住相談

(2) 地域おこし協力隊の配置

- 地域おこし協力隊による、地域の活性化に取り組みます。

- 具体的な施策
- ・ 地域おこし協力隊の配置

(3) 若者の定着支援

- 若者が安心して結婚、子育てができ、本市に住み続けられるまちづくりを目指すため、若者の定着支援に取り組みます。

- 具体的な施策
- ・ 若者の定着に向けた支援の充実
  - ・ 医療・福祉系など専門人材確保に向けた取組
  - ・ 若者の出会いの場の拡充



専門員による移住相談

## 基本方針① 地域で担うまちづくりの推進

施策

4

### 市民参加によるシティプロモーションの推進



#### これまでの取組と現状

本市の広報紙やホームページ、令和元(2019)年度からスタートさせた市政情報番組「知っちょこ」において、市政や本市の特色ある事業を市民にわかりやすく紹介しています。さらにInstagramやFacebookなどのSNSを活用し、幅広い世代にスピーディーに情報を届けるよう取り組んできました。

また、令和元(2019)年度に長門市シティプロモーション部を発足させ、市民自ら本市の魅力を見直し、情報発信を行うことで、本市で暮らしてみたいと思う人を増やし、持続可能なまちへとつなげる取組を進めています。

そのほかにも、「市長への提言箱」を本庁、各支所、各出張所に設置するとともに、ホームページ上にも問合せフォームを準備するなど、市民からの声を市政に反映する体制としています。

#### 今後の課題

「ながとファン」を増やし、交流人口・関係人口を増やしていくためには、本市が有する自然、人、文化、食など全国に誇れる特長ある資源を掘り起こし、広く情報発信することで認知度を高めていく必要があります。

また、地域の魅力を市民にも伝え、市民が地元の良さを再認識することで、地元への誇りと郷土愛を育み、市民による魅力発信につなげていくことが、持続可能なまちづくりに向けて必要となります。

#### 取組の方向性

SNSや動画などインターネットを活用した魅力ある情報発信の強化や、メディアへの売込を通じたさまざまな媒体への露出を高めることで、本市の魅力を多くの人に伝えて知名度向上を図り、関係人口の拡大や地方創生につなげ、本市が持続可能なまちとなるようシティプロモーションを進めていきます。

#### 目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
市ホームページのアクセス件数	88.0万件(R2)	100万件(R8)
SNSのフォロワー数	1,360フォロワー(R3)	5,000フォロワー(R8)



## 施策の展開

### (1) 広聴活動の強化

- 市内での広聴会の開催や「市長への提言箱」の設置等を通じて、市民からの意見等を市政に反映させる体制を整えています。
- 計画策定等に活用するため、定期的なアンケート調査を実施し、施策立案の参考とします。

#### 具体的な施策

- ・ 広聴会の開催
- ・ 市長への提言箱の設置
- ・ アンケート調査の活用

### (2) 情報発信の強化

- ホームページについては、アクセシビリティに重点を置き、誰もが受け取りやすい情報発信を行います。
- 各種情報媒体への働きかけを行い、露出を高めます。
- 動画を最大限に活用した効果的な情報発信を行います。
- シティプロモーションを実施し、対外的な市のイメージアップを図ります。
- 広報紙については、多くの情報を、読む人誰もが、簡潔にわかりやすい表現で提供できるよう努めます。

#### 具体的な施策

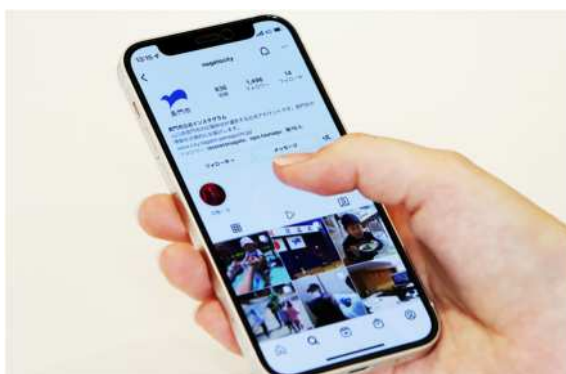
- ・ ホームページの充実
- ・ インターネットやSNSによる情報発信・収集事業
- ・ 動画を活用した情報発信
- ・ シティプロモーションの実施
- ・ 広報紙の充実
- ・ メディアへの売込強化

### (3) 情報公開の促進

- 行政情報を広報紙でわかりやすく伝えるとともに、音声告知放送、ホームページ、SNSなどあらゆるソースを活用して幅広く情報を届けられるように努めます。
- パブリックコメントを実施します。また、広報紙やホームページで情報公開条例、個人情報保護条例、パブリックコメント手続きに関して実施状況をお知らせします。

#### 具体的な施策

- ・ 情報公開の充実
- ・ 個人情報の保護
- ・ ケーブルテレビ、音声告知端末機活用による行政情報の提供
- ・ パブリックコメントの実施



SNSによる長門市の魅力発信

## 基本方針② まちづくり参加の促進

施策

1

# 市民活動の活性化



### これまでの取組と現状

本市では、市民協働アクションプランにおいて、市民活動団体の活性化を柱の一つとし、取組を進めています。市民活動団体については、専門性や先駆性、機動性を生かした活動が期待できるものの、運営方法や資金面などの支援が必要とされたことから、平成26(2014)年度から提案型助成制度により、市民活動団体が提案する公益性の高い事業に対し、補助金を交付しています。

また、国・県や法人等の支援施策の周知を行い、団体の育成・活性化を図っています。

### 今後の課題

既存の市民活動団体については、活動に継続性がみられるものの、新たな活動団体の立ち上げに伸び悩みがみられることから、地域住民における市民活動意識の醸成と将来を担う若年層への啓発につながるよう、団体の活動情報の集約や、それを一元的に発信できる仕組みの構築が求められています。

また、団体の活動支援を充実させるため、中間支援組織の設立と合わせ、市民活動支援センターの設置など活動拠点の整備を行う必要があります。

### 取組の方向性

活動内容の一元的な集約と発信を進め、市民活動支援センターの設置など活動拠点の整備と、中間支援組織の設立に向け、推進体制の強化を図ります。

また、事業者などとの連携を進めるためのコーディネート機能を強化するなど、協働の他の主体との連携を促進します。

#### 目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
NPO認証数	21団体(R2)	28団体(R8)

## 施策の展開

### (1) NPO等の市民活動団体の育成

- NPOなどの市民活動団体の活性化に向け、さまざまな支援制度の広報活動を促進します。
- 市民活動団体の登録やその活動内容の発信により、活動への市民参加を促進し、かつ、団体育成に努めます。

具体的な施策

- ・ 活動に対する支援制度の周知
- ・ 市民活動団体の活動の集約・発信と市民参加の促進

### (2) 市民活動団体の活動強化と拠点の整備

- 市民活動支援センターの設置と中間支援組織の育成を図ります。
- 協働の他の主体との連携を促進します。

具体的な施策

- ・ 市民活動支援センターの設置(再掲)
- ・ 中間支援組織の育成
- ・ 地域コミュニティや事業者など協働の主体との連携促進
- ・ 登録ボランティア制度の創設
- ・ 活動団体とボランティアのコーディネート

### (3) 提案型助成事業の充実

- 市民活動団体が提案する公益性の高い新規事業や拡充事業に対して支援します。

具体的な施策

- ・ 提案型事業に対する助成



不用品等販売によるSDGsの考え方の普及（市民活動団体の育成）

## 基本方針② まちづくり参加の促進

施策

2

# 男女共同参画の推進



### これまでの取組と現状

本市では、平成20(2008)年度に「長門市男女共同参画推進条例」を制定、平成29(2017)年3月には「ながと男女共同参画計画(第3次)」を策定し、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策に取り組んできました。

これまでの取組により、男女の地位の平等意識は増加傾向にあるものの、家庭や職場、地域などにおいて固定的な役割分担意識や無意識の思い込みがもたらす男性優遇意識があり、男女の地位の不平等感は依然として存在しています。

### 今後の課題

本市では、女性の就業比率が高く、令和2(2020)年10月に実施した男女共同参画に関するアンケート調査では、出産後も継続して仕事に就くことを望む人が多いものの、女性が継続的に働くために最も必要なこととして、家族の理解や家事・育児などへの参加が求められています。現役世代への啓発はもとより、今後その世代となる若年層への啓発活動が重要です。

社会のあらゆる分野で女性の活躍が求められる中で、家庭における男女の役割についても、それぞれの個性を認めあい、お互いの得意分野を生かし協力しあう「協働」へと意識改革が必要です。

さらには、ジェンダーやアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)、性的マイノリティなど新たな性的・文化的な状況の変化にも対応していくことが求められています。

### 取組の方向性

令和4(2022)年3月に策定した「ながと男女共同参画計画(第4次)」の目標値に基づいた進行管理を行いながら、あらゆる分野において、男女がそれぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりを行い、男女共同参画の取組を総合的に推進します。

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画意識の醸成や仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進に努めます。また、DV(ドメスティックバイオレンス)に関する相談窓口の充実など、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

さらには、性的志向や性自認についての正しい理解を促進し、性の多様性を認めあう意識の醸成を図ります。

#### 目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
審議会などにおける女性委員等の比率	33.9%(R2)	増やす(R8)
市役所管理職の女性登用割合	18.3%(R2)	22.5%(R8)



## 施策の展開

### (1) 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちづくり

- 政策・方針決定過程へ女性の参画率を高めていきます。
- 働く場における男女共同参画の推進と働きやすい環境づくりを推進します。

#### 具体的な施策

- ・ 各種委員会等における女性登用の推進
- ・ 市管理職への女性登用の推進
- ・ 事業所における女性登用の推進
- ・ 女性リーダーの育成

### (2) 性別にとらわれない、共同参画意識の醸成

- 男女共同参画計画社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。
- 男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

#### 具体的な施策

- ・ 男女共同参画に関する広報・啓発活動
- ・ 男女共同参画に関する講演会や講座等の開催
- ・ 家事・育児等に関する学習機会の充実
- ・ 若年層への啓発強化

### (3) 誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくり

- 配偶者等からの暴力への対策を推進します。
- 誰もが安心して暮らせる環境整備を進めます。

#### 具体的な施策

- ・ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進
- ・ 相談体制の充実(関係機関の連携強化・支援体制の充実)
- ・ あらゆるハラスメント等の防止の啓発



女性リーダー育成のための研修会

## 基本方針② まちづくり参加の促進

施策

3

# 人権尊重の推進



### これまでの取組と現状

すべての人々の人権が尊重された社会の実現を目指していくためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について、正しく理解するとともに、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権感覚や、人権の大切さに気づく豊かな感性を育むことが大切です。

本市では、人権尊重を推進するため、山口県人権推進指針を踏まえ、国・県等の関係機関と連携しながら、職員研修、人権フェスティバル・人権教育セミナー等による教育・啓発活動、人権相談窓口の設置を行っています。

### 今後の課題

人権尊重への取組については、これまでの施策等の効果を検証し、見直しを行うとともに、継続して地域社会の実情等を考慮していくことが求められます。

また、人権教育・啓発活動については、市民にとってより分かりやすく、参加しやすいものとする必要があります。

### 取組の方向性

「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向けて、家庭・地域・学校・関係機関と連携しながら「山口県人権推進指針」を踏まえ、新たな人権問題についても補完しながら、人権教育・啓発活動に取り組めます。

#### 目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
人権教育フェスティバル・セミナーの参加者数	253人(R2)	400人(R8)

## 施策の展開

### (1) 人権を尊重した行政の推進

- 「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向け、諸施策を計画的に推進します。

#### 具体的な施策

- ・ 職員研修の実施
- ・ 人権擁護委員と人権教育推進委員との連携強化

### (2) 人権教育・啓発の推進

- 生涯学習や学校教育等において人権教育を推進します。
- 地域や職場における人権啓発を推進します。

#### 具体的な施策

- ・ 人権フェスティバルの開催
- ・ 人権教育セミナーの開催
- ・ 広報誌等を利用した啓発活動の展開

### (3) 相談・支援体制の充実

- 人権に関するさまざまな問題について、気軽に相談できるよう相談機関の充実や周知を図ります。

#### 具体的な施策

- ・ 身近な相談窓口の充実
- ・ 相談機関等に関する情報提供
- ・ 相談機関相互の連携強化



人権教育セミナー



人権の花運動

